

令和5年度 鎌倉高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立鎌倉高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

鎌倉高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事防止に係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。校長は定期的に以上のメンバーによる不祥事防止会議を招集し、主宰する。

2 目標及び行動計画

| 課 題 | 目 標 | 行 動 計 画 |
|-------------------------------------|--|---|
| ① 法令遵守意識の向上 | 教育公務員としての自覚を持ち、社会人としてのマナーやモラルを踏まえた行動をとり、信用失墜行為を防止する。 | (1) 全職員に教育公務員であることの自覚を強く持つよう促すとともに、法令順守を徹底し、服務規律の確保に努める。 (2) 不祥事に関わる事例を職員に周知し、より身近な問題として捉えることにより、ルール遵守の意識向上と徹底を図る。 |
| ② 職場のハラスメントの防止 | 人権を尊重した良好な職場環境の確立・維持に努め、ハラスメント防止及び根絶に取り組む。 | (1) 全職員がハラスメント防止指針の趣旨を理解し、優越的な関係を背景とした言動に注意を払い、良好な職場環境を維持する。 (2) 職員啓発資料等を用い、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 |
| ③ 児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止 | 生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為の未然防止に取り組む。 | (1) 職員・生徒に対する相談体制を整備し、不祥事を未然に防止する。 (2) 職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 |
| ④ 体罰、不適切な指導の防止 | 生徒の人権を保障し、体罰や不適切指導、不適切発言を未然に防止する。 | (1) 校内相談窓口について生徒へ周知し、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。 (2) 職員啓発資料等をもとに、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 |
| ⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止 | 入学者選抜、成績処理、調査書等の発行におけるルールを徹底し、組織的な取組みで事故を未然に防止する。 | (1) 全職員がマニュアルを読み込み、業務全体の流れを理解し業務に携わる。 (2) 成績処理、調査書の作成・取扱いの際は、相互チェック体制による再点検を実施し、必要であれば改善を図るとともにマニュアルの改善を行う。 |
| ⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策 | 個人情報等の不適切な取り扱い及び流出や紛失を未然に防止し、文書の適正な管理を徹底するなど、全職員の業務全般において個人情報の取り扱いに係るルールを順守し、適切に執行する体制を確立する。 | (1) 成績処理、調査書作成、進路指導、奨学金等の業務において、生徒の個人情報管理に十分配慮する。 (2) 個人情報の取扱いに関する職場研修により対策重要度別のデータ管理のルールを再確認し、徹底する。 (3) 個人情報の取り扱いおよび文書管理について、不適切な事例がないかどうか確認を行い、その結果を踏まえ、個人情報に関するマニュアルを改善する。 |

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| ⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守 | 教育公務員としての自覚を持ち、交通法規を遵守し、無事故・無違反を目指す。 | (1) 不祥事防止職員啓発資料を活用し、安全運転、交通法規遵守を職員に呼びかける。 (2) 職員間の声掛けを促し、交通事故、酒酔い・酒気帯び運転防止のための職員の意識の向上に努める。 |
| ⑧ 財務事務等の適正執行 | 財務事務をルールに沿って厳正に行う。 | (1) 私費会計基準に則った事務処理の周知・徹底を図り、不適切な事務処理を防止する。 (2) 計画的な予算執行が行えるよう、職員全体に適切な時期に声掛けを行う。 |

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和5年12月下旬までに実施状況を確認し、実施について評価を行う。未実施があった場合は、令和6年2月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和6年3月初旬に実施状況を確認し、各目標達成について評価を行う。その結果、新たな目標設定あるいは目標修正が必要な場合はこれを行い、令和6年度の鎌倉高等学校不祥事防止プログラムの策定に反映させる。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、教育局行政課の通知に従い、本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。